

## 高山市印鑑条例の一部を改正する条例の概要について

### 1. 改正内容

印鑑登録証明書の申請は、現状では窓口での印鑑登録証若しくは印鑑登録カードの提示又はコンビニエンスストア等に設置の多機能端末機に個人番号カード（以下「マイナンバーカード」という。）等を用いて行う方法に限られているが、マイナンバーカードの普及に伴い、窓口及びオンライン等においてマイナンバーカードによる印鑑登録証明書の申請を可能とする。

【改正後の申請方法】 ◎：今回拡充する方法

窓口申請 (市役所、支所)	<p>○印鑑登録証又は印鑑登録カードの提示 (第10条)</p> <p>◎統合端末を使用し、以下のいずれかを用いた認証 (4桁の暗証番号を入力)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナンバーカード</li> <li>・マイナンバーカードの機能を搭載したスマートフォン</li> </ul> <p style="text-align: right;">(第10条の3)</p>
オンライン申請	<p>◎電子情報処理組織を使用し、以下のいずれかを用いた認証 (6桁以上16桁以下の暗証番号を入力)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナンバーカード</li> <li>・マイナンバーカードの機能を搭載したスマートフォン</li> </ul> <p style="text-align: right;">(第10条の2)</p>
多機能端末機申請 ( ・民間設置 ◎公的機関設置 )	<p>○多機能端末機を使用し、以下のいずれかを用いた認証 (4桁の暗証番号を入力)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナンバーカード</li> <li>・マイナンバーカードの機能を搭載したスマートフォン</li> <li>・印鑑登録カード</li> </ul> <p style="text-align: right;">(第10条の3)</p>

※印鑑登録カードとは、印鑑の登録を受けている者を識別するための事項を記録した住民基本台帳カード

※統合端末とは、公的個人認証サービスの受付窓口端末の機能と住民基本台帳ネットワークシステムのコミュニケーションサーバ端末の機能を統合した端末

※電子情報処理組織とは、市が使用する電子計算機（コンピューター等）と申請者が使用する電子計算機とをインターネット等で接続したもの

### 2. 施行期日

令和6年1月4日